

MAGAZINE

週刊
企業経営
ウェブマガジン1 ネットジャーナル **要旨**

Weeklyエコノミスト・レター 2010年1月22日号

米国経済動向～

10-12月期 GDP 急伸見込みでも、緩やかな景気回復の実態は不変

経済・金融フラッシュ 2010年1月22日号

中国GDP発表:景気は好調だが物価は注意信号

2 経営 TOPICS **抜粋**

統計調査資料

月例経済報告(平成22年1月)

3 経営情報レポート **要約版**

慢性不況を乗り越えるための

中小企業の資金調達の実務

4 経営データベース

ジャンル:著作権 サブジャンル:改正著作権法(平成22年1月施行)

急速に進むIT化に対応した「改正著作権法」

知らないうちに侵してしまう著作権法違反へのリスク管理

米国経済動向

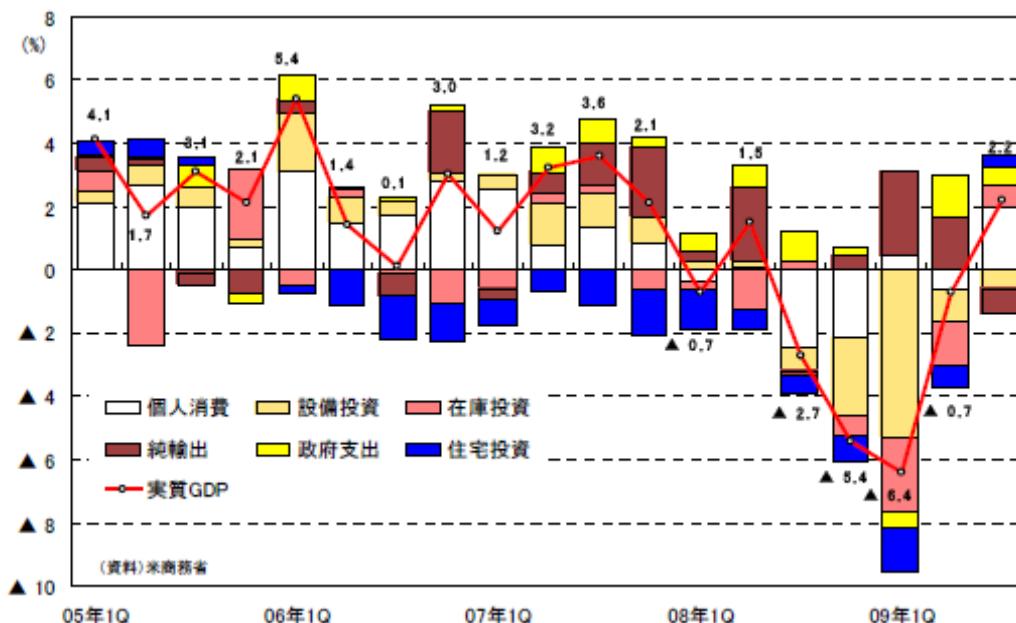
～ 10-12月期 GDP 急伸見込みでも、
緩やかな景気回復の実態は不変

要旨

< 米国経済・金融の概況 >

- 1 オバマ大統領は就任一周年を迎える。就任時の変革への熱気が冷める中、支持率の低下が続いており、中間選挙を睨んで、1/27の一般教書演説、2/1予算教書等でどのような指針を打ち出してくるかが注目される。
- 2 就任後も失業率の上昇・高止まりが続いており、経済政策への評価が高いとは言えないが、就任時との比較では、経済・金融の安定度は格段に増している。そうした中、1/29発表予定の10-12月期GDP速報値の市場予想では、前期比年率4%台への上振れが見込まれる。ただし、成長率押上げの主因は在庫循環にあり、雇用減や資産価格下落の影響を受けた個人消費の回復力は鈍く、最終需要はむしろ低下する可能性がある。
- 3 12月FOMCでは、金融政策の維持が決定された。その後発表されたページブックでは、景気の拡大を指摘しながらも、経済全般は低レベルに留まっているとの認識を示している。1/26・27開催のFOMCでも、現状の金融緩和策が維持され、出口戦略に向けての議論が注目されよう。

(図表1) 実質GDPの推移と寄与度内訳(四半期別、前期比年率、棒グラフは寄与度内訳)



中国GDP発表： 景気は好調だが物価は注意信号

要旨

1 中国景気はV字回復を継続

1月21日、中国国家统计局は第4四半期（10 - 12月期）の実質GDP成長率が前年同期比10.7%増になったと発表した。前年同期比で見た実質GDP成長率は、第1四半期の6.2%増を底として3四半期連続の改善となり、景気が順調にV字回復していることを確認する結果となった（図表-1）。

需要動向を見ると、消費が「自動車を農村に」等の消費刺激策により緩やかに伸びを高める中で、世界的金融経済危機を受けて前年同月比マイナス2割前後で推移していた輸出は、昨年秋以降マイナス幅を縮め12月には2桁プラスに転じた。一方、4兆元の景気刺激策や銀行融資の急拡大がサポート材料となった投資は前年同月比3割以上の増加から年末には2割台へ減速してきた。

また、2009年を通じての実質GDP成長率は、前年比8.7%増と中国政府が目標としている8%を上回り「保八」を達成した。産業別の内訳を見ると、第二次産業は9.5%増と外需不振の中で過去平均を下回ったが、大規模かつ迅速な財政金融政策の発動を受けて、2008年の伸び（9.3%）を若干ながら上回った。

図表1 中国の実質GDP成長率



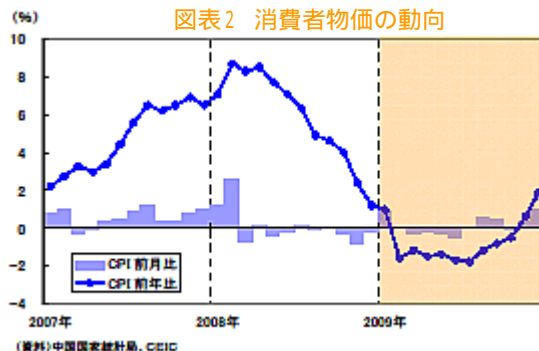
2 消費者物価が注意信号を発信

一方、今回の一連の経済指標発表の中でサプライズとなったのは消費者物価の上昇である。図表-2に示した通り、中国の消費者物価指数は2009年11月に前年同月の上昇率が10か月ぶりにプラスに転じ12月は1.9%上昇となった。前月比で見ると、原油価格やその他の商品価格の上昇を受けて8月から上昇に転じていたが、例年夏場には消費者物価が上昇しやすい傾向があり懸念は小さかった。しかし、消費者物価指数の前月比上昇率が11月に0.3%、12月に1.0%と2か月連続で過去平均を大幅に上回る上昇を示したことでインフレ懸念は大きく高まった。例年1月、2月は消費者物価が上昇しやすい時期であり、原油価格やその他の商品価格が横ばいと想定しても今年2月には前年比上昇率が3%に接近すると推計される。順調にV字回復した中国经济だが、消費者物価は注意信号を発信し始めたといえるだろう。

【産業別の実質成長率】

	実質GDP成長率（内訳は各々の成長率）			
	第一次産業	第二次産業	第三次産業	
2002年	9.1%	2.9%	9.8%	10.4%
2003年	10.0%	2.5%	12.7%	9.5%
2004年	10.1%	8.3%	11.1%	10.1%
2005年	10.4%	5.2%	11.7%	10.5%
2008年	11.8%	5.0%	13.0%	12.1%
2007年	13.0%	3.7%	14.7%	13.8%
2008年	9.8%	5.5%	9.3%	9.5%
2009年	8.7%	4.2%	9.5%	8.9%
過去平均 (02-08年)	10.5%	4.4%	11.8%	10.8%

図表2 消費者物価の動向



月例経済報告

(平成 22 年 1 月)

総論

1 我が国経済の基調判断

景気は、持ち直してきているが、自律性に乏しく、失業率が高水準にあるなど依然として厳しい状況にある。

輸出は、アジア向けを中心に、増加している。生産は、持ち直している。

企業収益は、大幅な減少が続いているが、そのテンポは緩やかになっている。設備投資は、下げ止まりつつあるものの、このところ弱い動きもみられる。

企業の業況判断は、依然として厳しい状況にあるものの、全体として持ち直しの動きが続いている。ただし、中小企業では先行きに慎重な見方となっている。

雇用情勢は、依然として厳しい。

個人消費は、持ち直しの動きが続いている。

物価の動向を総合してみると、緩やかなデフレ状況にある。

先行きについては、当面、厳しい雇用情勢が続くとみられるものの、海外経済の改善や緊急経済対策の効果などを背景に、景気の持ち直し傾向が続くことが期待される。一方、雇用情勢の一層の悪化や海外景気の下振れ懸念、デフレの影響など、景気を下押しするリスクが存在することに留意する必要がある。

2 政策の基本的態度

政府は、家計の支援により、個人消費を拡大するとともに、新たな分野で産業と雇用を生み出し、日本経済を自律的な回復軌道に乗せ、内需を中心とした安定的な経済成長を実現するよう政策運営を行う。このため、「緊急雇用対策」及び「明日の安心と成長のための緊急経済対策」を推進することとし、平成21年度第2次補正予算を国会に提出した。また、12月25日、「平成22年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度」を閣議了解した。

12月30日には、「新成長戦略（基本方針）～輝きのある日本へ～」を閣議決定した。

政府は、日本銀行と一体となって、強力かつ総合的な取組を行い、デフレの克服、景気回復を確実なものとしていくよう、政策努力を重ねていく。

日本銀行に対しては、こうした政府の取組と整合的なものとなるよう、適切かつ機動的な金融政策運営によって経済を下支えするよう期待する。

1 消費・投資などの需要動向

個人消費は、持ち直しの動きが続いている。

個人消費は、経済対策の効果もあって、持ち直しの動きが続いている。消費者マインドは、おおむね横ばいとなっている。実質雇用者所得は緩やかな減少傾向にある。需要側統計（「家計調査」等）と供給側統計（鉱工業出荷指数等）を合成した消費総合指数は、11月は前月に比べ減少した。

個別の指標について、11月の動きをみると、「家計調査」では、実質消費支出は前月から増加した。販売側の統計をみると、小売業販売額は前月と同水準であった。新車販売台数は、11月に増加した後、12月も増加した。旅行は、国内、海外ともに前年を下回った。外食は、前年を下回った。

先行きについては、経済対策の効果が引き続き見込まれるものの、雇用・所得環境が厳しいことなどの影響を注視する必要がある。

設備投資は、下げ止まりつつあるものの、このところ弱い動きもみられる。

設備投資は、下げ止まりつつあるものの、このところ弱い動きもみられる。これを需要側統計である「法人企業統計季報」でみると、2009年4 - 6月期及び2009年7 - 9月期は減少している。

機械設備投資の供給側統計である資本財出荷は、持ち直しの動きがみられる。ソフトウェア投資は、緩やかに減少している。

「日銀短観」によれば、2009年度設備投資計画は大企業製造業、大企業非製造業とともに2年連続の減少が見込まれている。また、設備投資の動きに先行性がみられる設備過剰感は、やや弱まっているものの依然高水準にある。先行指標をみると、機械受注は、下げ止まりつつあるものの、このところ弱い動きもみられる。建築工事費予定額は、おおむね横ばいとなっている。

先行きについては、厳しい企業収益の状況、世界景気の先行き不透明感などを背景に、当面、低調に推移する可能性が高い。

住宅建設は、このところ持ち直しの動きがみられる。

住宅建設は、このところ持ち直しの動きがみられる。持家の着工は持ち直している。貸家、分譲住宅の着工は下げ止まりつつある。総戸数は、11月は前月比4.7%増の年率79.8万戸となった。総床面積も、おおむね総戸数と同様の動きをしている。

先行きについては、雇用・所得環境が厳しいものの、経済対策の効果もあって底堅く推移することが期待される。

公共投資は、堅調に推移している。

公共投資は、堅調に推移している。

公共投資の関連予算をみると、国の平成21年度補正予算において、約5.2兆円の予算措置を講じたため、補正後の公共投資関係費は前年度を上回った。また、平成21年度地方財政計画では、投資的経費のうち地方単独事業費について、前年度比3.0%減とし、重点的な配分を行うとしている。

2009年12月の公共工事請負金額及び11月の公共工事受注額は前年を上回った。

先行きについては、予算や事業の見直しに伴う影響等を見極める必要がある。

なお、平成22年度一般会計予算案では、公共事業関係費について、前年度比18.3%減としている。また、平成22年度地方財政対策では、投資的経費のうち地方単独事業費について、前年度比15.0%程度減としている。

輸出は、アジア向けを中心に、増加している。

輸入は、持ち直している。

貿易・サービス収支の黒字は、横ばいとなっている。

輸出は、アジア向けを中心に、増加している。地域別にみると、アジア向けの輸出は、大幅に増加している。アメリカ向けの輸出は、持ち直している。EU向けの輸出は、持ち直しの動きがみられる。先行きについては、世界の景気が緩やかに持ち直していることから、当面、増加傾向が続くとみられる。

輸入は、持ち直している。地域別にみると、アジアからの輸入は、増加している。アメリカからの輸入は、持ち直している。EUからの輸入は、持ち直しの動きがみられる。

国際収支をみると、輸出金額、輸入金額がともに増加しており、貿易収支の黒字幅は横ばいとなっている。また、サービス収支の赤字幅は横ばいとなっている。そのため、貿易・サービス収支の黒字は横ばいとなっている。

2 企業活動と雇用情勢

生産は、持ち直している。

鉱工業生産は、持ち直している。

先行きについては、輸出の増加傾向などから、当面、持ち直しが続くことが期待される。なお、製造工業生産予測調査においては、12月、1月ともに増加が見込まれている。

また、第3次産業活動は、持ち直しの動きがみられる。

慢性不況を乗り越えるための 中小企業の資金調達の実務

ポイント

- 1 中小企業の資金調達を取り巻く環境変化
.....
- 2 公庫融資を活用した資金調達
.....
- 3 制度融資の概要と活用ポイント
.....
- 4 銀行融資の種類と特徴
.....
- 5 少人数私募債発行の実務
.....
- 6 助成金制度を活用する
.....

<参考文献>

- 「資金調達完璧マニュアル」 丸山貞治 / 山田英司 すばる舎リンケージ
- 「資金繰り完全マニュアル」 川北英貴 すばる舎リンケージ
- 「中小企業経営者のための融資の基本」 川北英貴 同文館出版
- 「銀行に頼らない資金調達」 塩見 哲 かんき出版

1 中小企業の資金調達を取り巻く環境変化

■ 1 サプライムローン、リーマンショック後の概況

サブプライムローン問題、リーマンショックの余波で「百年に一度の大不況」という言葉が定着して久しくなりました。そして、その影響を最も受けているのが、中小企業であることはいうまでもありません。しかし、日本経済の根幹が危ういこの時期、金融機関の融資姿勢はITバブルが崩壊した2001年に比べ、改善しているという声も聞かれます。借り手保護のスタンスを打ち出す金融機関が増えている理由には、景気回復を喫緊の課題とする行政の方向性に加え、当時の苦い教訓があるのかもしれませんが。

つまり、突然の貸し渋り・貸し剥がしに遭った多くの企業が、資金繰りの目途が立たなくなり、倒産寸前に追い込まれたことを受け、政府・金融庁やマスコミから批判が巻き起こったことは記憶に新しいところ、取引先からクレームが出ることは、金融機関にとって大きな痛手であるわけです。

さらに行政の動きは、借り手尊重の方向に向いています。2009年12月、難航を極めた中小企業金融円滑化法が成立しました。2008年11月の「金融検査マニュアルの改訂」の延長線上に落ち着いたことで、実効性や限界が議論の焦点となっていますが、本質的には「融資の返済条件変更や借り換えへ努力を求めるとあるように、金融機関への努力を促すことが前提となっています。こう考えると、日本経済の根幹を支える中小企業の資金調達に関しては「時代背景をそのままに」というほど厳しいものではないのかもしれませんが。

■ 2 厳格化する格付け評価・審査の基準

金融機関が融資判断をするとき、まず基準となるのが「金融検査マニュアル」に従った企業の格付け評価です。バブル崩壊以降の10年間で、その運営方法は様変わりしましたが、これは同マニュアルによって審査基準が変わったことによるものです。銀行はここに示された「債務者区分」や「信用格付」による厳格な「資産査定」を行うようになっています。

金融機関も営利企業ですから、貸出金利が十分に取れないところへ貸出を集中させることが難しいのは事実です。実際、金融機関自身、財務報告の健全性や透明性をアピールする目的で、格付けを厳しく行う流れは起こっています。

ということは、融資を獲得するためには、当然、債務者区分や格付けは一定以上のランクでなければなりません。債務者区分や信用格付のランクが低位だと、銀行融資を取り付けることはできず、格付けが企業の運命を左右すると言っても過言ではないのです。

格付け評価は、定量分析（財務分析）と定性分析の2つの過程を経て行われます。定量分析は直近の決算書から、経営の安全性・収益性・成長性・返済能力などを基準に、企業価値を判断します。定性分析は営業力や技術力など、企業の強みが主な判断材料となります。そのウエートは

定性分析に傾きつつあることは覚えておいて損はないかもしれません。

審査に話を移しますと、その内容は企業審査と事業審査の2つに分かれます。企業審査とは、貸出対象企業の企業力を判断するもので、順調な収益状況が見込まれるか否かを判断するものです。裏を返すと、将来的に赤字が出るか否かが、予測のポイントとなります。

一方、事業審査とは、仕入、賞与、納税、設備など、事業に関するキャッシュフローを把握するものです。こちらは企業の資金使途や返済財源の説明で、キャッシュフローが明確でないと審査が降りません。というのも、金融機関にとって融資とは、将来の入金までの「つなぎ」という考え方に基づいているからです。現在、どの企業もキャッシュ不足ですが、その点は金融機関も織り込み済みです。そのため、資金繰り予定表や経営計画などを明確にすることで、信用を勝ち取ることが、これから事業審査対策といえるでしょう。

■ 3 税理士・公認会計士との連携が資金調達を円滑に

融資を受けられるかどうかは、決算書の内容で決まるといっても過言ではありません。そして、ほとんどの中小企業の場合、その決算書を作成しているのが、税理士・公認会計士（以下、会計事務所）です。決算書を作成するにあたっては、2つの考え方があります。

税務署向け

「いかに税金を低く抑えるか」という節税を重視したもの

金融機関向け

「いかに銀行に評価されるか」という業績を重視したもの

両者はまったく違う立場を取っています。前者は税金を低く抑えるため「利益を低くする」ことを、後者は銀行に評価されるために「利益を高くする」ことを目的としています。

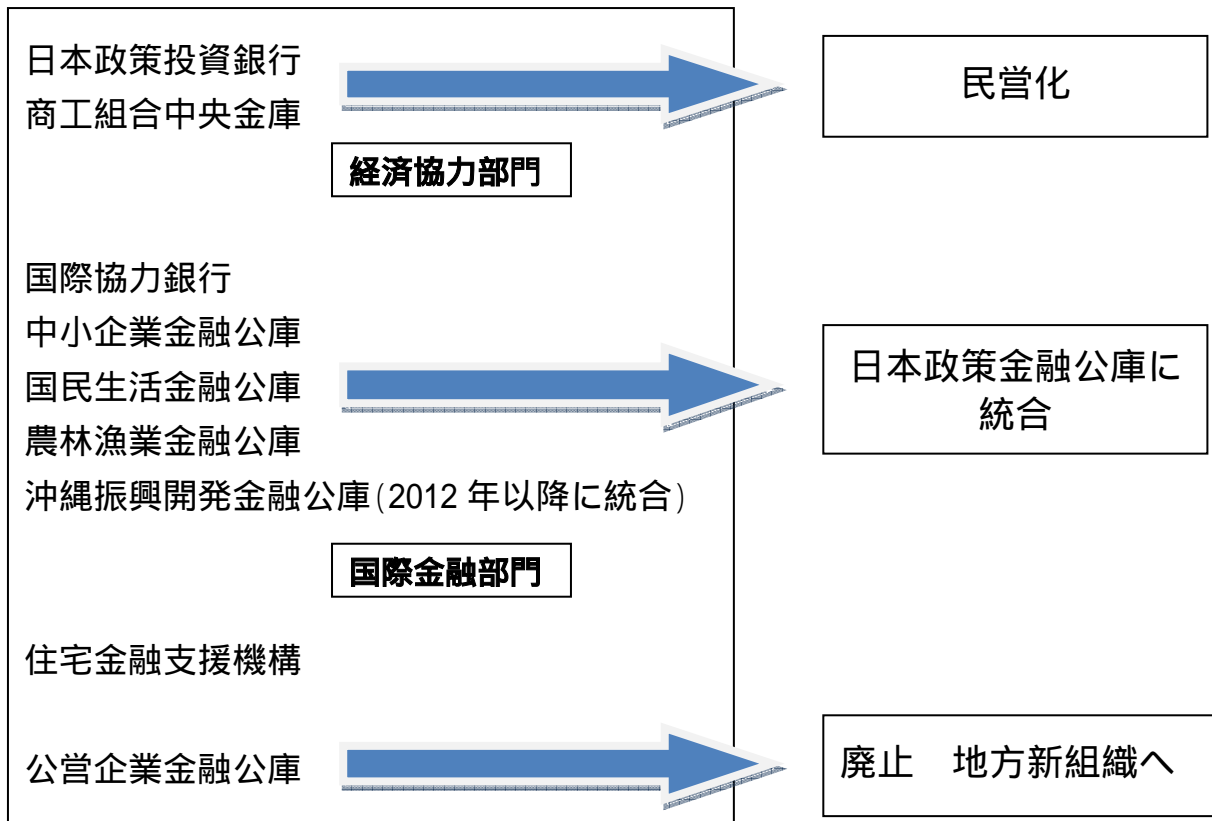
そして、企業によって、資金調達のサイクルや融資額は異なりますから、一社一社に適した決算書を作成することが、会計事務所の仕事であるといえます。さらにいうなら、会計事務所には、業績や事業環境の変化を見極め、どちらを優先させるかを判断できるバランス感覚を求めたいところです。融資に必要なのは銀行の評価ですから、企業と銀行の關係に精通した後者に長けた人物が適材といえるかもしれません。

現在、会計事務所業界では、中小企業会計指針の普及に力を注いでいます。これは減損会計・時価会計に準拠した決算報告を行う基準です。中小企業においては、決算書の作成に当たり、これにならうことが推奨されています。その理由は、この指針に基づいた決算書や財務報告を導入することが、金融機関の信用格付けを上げることににつながるからです。というのも、金融機関の審査は、「BIS規制」や「金融検査マニュアル」に準じており、その拠りどころは減損会計・時価会計の実態バランスシートに統一されています。そして、これによって企業実態を把握しているという背景があるのです。

2 公庫融資を活用した資金調達

■ 1 政府系金融機関の理念は中小企業の健全育成

融資を依頼しやすい金融機関として、公庫を頭に浮かべる中小企業経営者は多いかもしれませんが、中小企業にとってありがたいことは、日本の政策目標として、中小企業の健全育成が掲げられていることです。この政策目標を達成するため、政府系金融機関はこれまで9機関が機能してきましたが、2008年10月、以下のように大幅な再編が行われました。



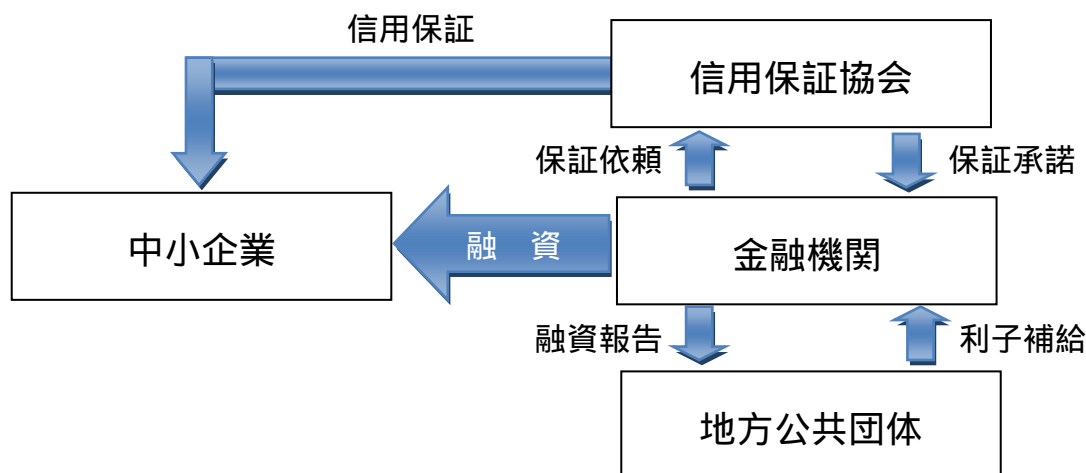
中小企業の利用頻度が高かったのは、民営化された商工組合中央金庫と旧中小企業金融公庫、旧国民生活金融公庫でした。いずれも中小零細企業や個人事業主を対象とし、創業期や再生期の企業に対する融資を行っています。民営化あるいは、メガバンクとして生まれ変わった後も、引き続きそれまでの方針が貫かれています。

政府系金融機関を上手に使うコツとして、「政策目的」に沿った融資相談を持ちかけることが重要になります。例えば、「創業支援に必要な資金を低利で融資する」、「先進的な技術を駆使する事業について支援する」などは、代表的な政策目的です。そのため、これらに沿った相談であれば、資金調達はスムーズに行われるはずですが、しかし、かけ離れた申し込みに対しては、融資が行われづらい実情があります。従って自社の業務が政策目的に合致するかどうかの確認を行い、担当者に目的に沿っていることをアピールすることで、説明に説得力を持たせることが肝要です。民間から断られても、政府系の審査は通るといった事例も耳にしますから、公的融資の意義は今後さらに大きくなるでしょう。

3 制度融資の概要と活用ポイント

■ 1 制度融資とは

制度融資とは、各種自治体が定めた条件に基づき、中小企業が事業に必要な資金を円滑に調達できるよう支援するものです。国や県、市が、定型の融資制度を設定することになっており、多少の差異はありますが、その仕組みは概ね以下のように整理できます。



このように、制度融資の特徴は信用保証協会の信用保証を受けることによって、金融機関からの融資が円滑に進む点にあります。地方公共団体は金融機関に対し利子補給をするため、地方公共団体が定める低利な利率で融資を受けることができ、何より固定金利であることが、最大のメリットといってよいでしょう。

■ 2 信用保証協会

事業資金を金融機関から調達する際、担保力や信用力が不足していると希望額に届かないことや融資そのものを断られてしまうケースが多々あります。このような場合、金融機関に対して、借入債務を保証し、事業資金の調達の円滑化を図ることが、信用保証協会の役割です。

信用保証協会の対象とする資金の用途は、運転資金と設備資金に限られ、債務保証を行う主な金融機関は一般金融機関です。保証期間は10年で、不動産を担保とする場合に限り、設備資金20年以内、運転資金15年以内の長期融資を受けることが可能です。

保証限度額については、普通保証が2億円、これに無担保保証8,000万円を加えた2億8,000万円が上限になります。事業が複数の地域にまたがっている場合は、複数の信用保証協会から保証を得ることが可能ですが、全国に52ある信用保証協会は共通の信用保険に加入しており、複数の信用保証協会で設定された枠は合算されることになるので、この点については留意が必要です。

レポート全文は、[当事務所のホームページの「企業経営情報レポート」](#)よりご覧ください。

経営データベース 1

ジャンル: 著作権 > サブジャンル: 改正著作権法(平成 22 年 1 月施行)



急速に進むIT化に対応した「改正著作権法」



総務省より平成 21 年 4 月 7 日に公表された、平成 20 年「通信利用動向調査」によると、国内のインターネット利用者数は 9,091 万人、人口普及率は 75.3% (前年比 23 ポイント増) に達しました。5 人に 4 人がインターネットを利用しているということです。

諸外国に比較し遅れているインターネットを利用したビジネスの促進や違法なコンテンツの流通を抑止する目的から、平成 21 年 6 月、著作権法が改正されました。改正著作権法は 2010 年 1 月より施行される予定です。

中小企業の経営において著作権法というと馴染みの薄い法律ですが、理解することにより新たなビジネスチャンスに繋がる可能性もあります。また、知らないうちに自社の事業や従業員が著作権法を侵害してしまっている可能性も大いに考えられます。著作権法の内容を十分に理解し、自社の経営やリスク管理に役立てると良いでしょう。

1 著作権とは

著作権法は、知的財産権のひとつである著作権の範囲と内容について定める法律で、著作者の権利およびこれに隣接する権利を定め、その保護を目的とします。日本では明治 32 年に初めて制定され、現行のものは昭和 46 年に施行されました。

知的財産権とは、特許権、実用新案権、意匠権、商標権といった工業所有権と文化的な創作物を保護の対象とする著作権、トレードシークレット、ノウハウなどを加えたものの総称です。著作物を創作した時点で自動的に権利が発生(無方式主義)し、以後著作者の死後 50 年まで保護されるのが原則です。

「改正著作権法」の概要

インターネット等を活用した著作物利用の円滑化を図るための措置

インターネットで情報検索サービスを実施するための複製等
過去の放送番組等をインターネットで二次利用する際に権利者が所在不明等である場合の利用
国立国会図書館における所蔵資料の電子化

違法な著作物の流通抑止のための措置

インターネット販売等で海賊版と承知の上で行う販売の申出は権利侵害とする(罰則有り)
違法なインターネット配信による音楽・映像を違法と知りながら複製することを私的使用目的でも権利侵害とする(罰則なし)

障害者の情報利用の機会の確保

視覚障害者向け録音図書作成が可能な施設を公共図書館等にも拡大。
聴覚障害者のための映画や放送番組への字幕や手話の付与を可能に。
発達障害等で利用困難な者に応じた方式での複製も可能に。

2 「著作権法」違反における罰則規定

著作権法には、罰則規定が設けられていますが、今回の改正においてその対処となるのは、「インターネット販売等で海賊版と承知の上で行う販売の申出」のみであり、その規定は以下のようなものとなります。

5 年以下の懲役または 500 万円以下の罰金

その他の項目に関しても、罰則は無くてもその疑いがある場合は家宅捜査も可能ですし、仮にダウンロードしたものを他の者とシェアしていた場合は、権利者が損害賠償請求を起こすことも可能なのです。著作権法を侵害しないよう、十分気を付けなければなりません。



知らないうちに侵してしまう著作権法違反へのリスク管理



1 コンプライアンスと著作権法

近年、企業経営においてコンプライアンスの重要性が叫ばれていますが、その対象に著作権法が含まれるのは言うまでもありません。しかし、各企業でコンプライアンスのために社内規定や違反防止マニュアルなどを詳細に作成していますが、企業が有する著作権に関する管理規程、特に職務著作等がある場合の権利に関する規程はありますが、コンプライアンスの観点から、日常業務において具体的に遵守すべき規範の内容を定めた社内規程やマニュアルを見ることは滅多にありません。しかし、企業内で行う日常業務において、多くの行為で著作権法に触れるものが存在します。これらの行為を一律に禁止すると、日常業務に著しい障害が生じ、業務が滞るといった事態を引き起こしかねないという矛盾が生じてしまいます。

2 日常業務における著作権法を侵害する行為

企業運営において、著作権侵害の危険性を含んだ業務を排除することは、非常に困難なことでしょう。日常業務における著作権法侵害にあたるであろう行為をしっかりと把握し、そのような行為を極力行わぬよう努めなければなりません。

企業内において、業務上日常的に行われている著作物の利用行為は、次のようなものが考えられます。

新聞記事、雑誌、書籍等に掲載された文字、絵、図面、写真などの著作物をコピー（複製）や切り抜きをし、それをファイルして保管する。

これらの著作物をデジタルデータ化（複製）し、それをPCやその他の記録媒体に保存（複製）する。

CD-ROMやWEB上のデジタルデータをコピーもしくはダウンロードして保存（複製）する。

ないしの方法で保管もしくは保存された文書やデータを利用して、社内文書やプレゼン用資料を、アナログ形式（紙媒体）もしくはデジタル形式（記録媒体）で作成（複製）する。

ないしの複製物を、社内もしくは社外に配布（譲渡）する。

ないしの形式で存在する著作物を、OHPやパソコンの画面上に表示（上映）し、又は社内LANやインターネットを使って送信（公衆送信）する。

CD-ROMやDVDに記録されたコンピュータ・プログラムやデータベースなどを、複数のPCにインストール（複製）したり、バックアップ目的でコピー（複製）する。

出典：「日常業務の中の法違反を防ぐ！著作権法違反防止マニュアル」さくら共同法律事務所

上記の行為は、いずれも日常の業務においてよく見られる行為です。しかし、上記の複製行為は、企業内もしくは業務上の複製行為には私的使用を目的とした複製（30条）に関する規定の適用がないことを前提にするなら、いずれも著作権者を侵害する行為となります。

また、作成された複製物を他者に提供する行為も、社外はもちろん社内でも、著作権者を侵害することになるのです。

さらに、著作物を社内LANやインターネットなどを通じて多数の社員に送信する行為、すなわち、少数の社員間のメール送信などを除き、多数の社員に対する送信行為、そして著作物を多数の社員が視聴可能な状態にOHPもしくはパソコンの画面に映し出す行為も著作権の侵害にあたります。

リスクを避けるためにも、著作権法の内容を把握し、従業員にも周知する必要があります。